

通 達

令和5年度介護職員処遇改善加算について

介護職員処遇改善加算（令和5年4月から令和6年3月）について、令和5年度介護職員処遇改善計画（令和5年6月から令和6年5月）を下記のとおりとします。

1. 対象者 指定介護保険事業所の介護職員（パート社員はキャリアアップ手当が対象）
（看護師、理学療法士等、相談員、事務員、調理員等は支給対象外です）
2. 期 間 令和5年6月から令和6年5月まで
3. 令和5年度賃金改善計画

【収入】		(単位:千円)
処遇改善加算見込額		134,284 千円
【支出】		
① 基本給（昇給時の昇給額（累積）の年額）		23,000 千円
② 処遇改善手当（毎月支給分）		72,240 千円
③ 処遇改善手当（賞与時支給分）		10,000 千円
④ キャリアアップ手当（毎月支給分）		2,400 千円
⑤夜勤・ナイト手当増額分		7,600 千円
⑥ユニットリーダー手当増額分		2,240 千円
⑦資格手当増額分		500 千円
⑦社会保険料等法人負担分		17,697 千円
賃金改善所要見込額合計		135,677 千円
【収支差額】		-1,393 千円

4. 介護職員処遇改善手当（毎月支払い分）について

介護職員処遇改善手当として、介護職員である社員に下記の金額を支払う。

・令和5年6月から 25,000 円/月（前月16日から当月15日まで、1ヶ月間すべて在籍している月に限る）

※稼働状況等により年度の途中で金額を見直します。（3ヶ月に1度見直し予定）

5. その他

- ・法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
- ・職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
- ・業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
- ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
- ・タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減 務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
- ・利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供